

統計データの二次的利用における統計センターの取組

独立行政法人統計センター 岡田 茂雄

2018年（平成30年）6月に公布された、改正統計法及び改正独立行政法人統計センター法において、国勢調査をはじめとする国が作成する統計（公的統計）データの二次的利用の更なる拡大が図られることとなった。

独立行政法人統計センターでは、二次的利用の推進に関する様々な取組を行っている。従来の「匿名データの提供」及び「オーダーメイド集計」の仕組に加え、現在、「調査票情報のオンサイト利用」の試行運用を実施している。これは、連携する大学及び学術研究機関等に設置された情報セキュリティを確保したオンサイト施設から、機密性の高い統計の調査票情報にリモートアクセスして探索的研究を行うことができる仕組である。

本報告では、独立行政法人統計センターが行っている統計データの二次的利用の取組について紹介する。

1. 匿名データの提供及びオーダーメイド集計

匿名データの提供とオーダーメイド集計は、平成19年の統計法全面改正によって創設された学術研究の発展に資する二次的利用制度である。

匿名データとは、統計調査から得られた調査票情報について、調査客体が特定されないように匿名化措置を施したマイクロデータである。統計センターでは、調査実施者の委託を受けて、匿名データの作成と、学術研究又は高等教育を目的とした利用申出者に提供を行っている。

オーダーメイド集計とは、研究又は高等教育を目的とした申出者の委託に基づいて、調査実施者が調査票情報を用いて新たな統計の作成を行い、その結果を提供する制度である。統計センターでは、調査実施者からの委託を受けて、特定の統計調査についてオーダーメイド集計を実施している。

2. 調査票情報のオンサイト利用

調査票情報の新たな利用形態であるオンサイト利用は、安全性や利便性の向上を図りながら、マイクロデータ利用の一層の推進を目指す取組である。

この利用形態においては、調査票情報は中央データ管理施設で一括管理され、ユーザーはオンサイト施設内の端末から、中央データ管理施設の仮想PCを遠隔操作することで分析を実施することが可能であり、データ管理や利用場所の観点からも情報セキュリティの向上が図られている。

利用手続については、利用申出時に基本的事項のほか、集計や分析の概要を記載するだけで、従来の詳細な集計・分析出力様式の提出は不要となるなど、手続の簡素化が図られている。

利用できる調査事項については、研究に必要な最小限の項目に限定されず、基本的に調査対象を直接識別する調査事項以外の項目は利用可能である。これにより、試行錯誤をしながらの分析、探索的な研究が可能となる。なお、分析結果の外部への持出しについては、秘匿性などのチェックを行った後、持出し可能となる。

現在、統計センターでは、複数の大学等と連携しながら、平成29年1月から試行運用を実施しており、平成30年6月に公布された改正統計法の施行に向けて、本格運用の準備を行っている。

参考：公的統計のマイクロデータの利用（統計センター）

<http://www.nstac.go.jp/services/archives.html>